健 康 福 祉

内容

- ○社会福祉
- ○生活保護等
- ○障がい福祉
- ○高齢者福祉
- ○介護保険制度
- ○保健衛生
- ○市内所在福祉施設一覧
- ○その他の施設

健康福祉

○社会福祉

福島市社会福祉基金

市民参加の育てる社会福祉を目的として昭和47年に創設した社会福祉基金は、市の積立金や市民の善意 の寄附金を基に、恵まれない人々に愛の手をさしのべようとする制度で、昭和49年度から交付している。 (1)基金の状況 (単位:円)

令和5年度末		令和6年度中増減額					
残高	寄附金	利子	基金運用繰出額	基金積立額	残高		
①	2	3	4	2+3-4=5	1 +5		
425, 666, 62	2, 375, 401	291,085	1,612,050	1, 054, 436	426, 721, 059		

(2) 令和6年度福島市社会福祉基金運用額

(4) 1440 千戊油品市任公油企全业是市积			
項目	件数	単価(円)	給付額(円)
福祉団体等事業費補助金	1	100,000 を上限に 事業費の 1/2	95,000
産業災害遺児激励金(小学校及び中学校卒業時)	0	50,000	0
児童利用施設等事業費補助金	23	上限 47,500	1,092,500
高齢者福祉施設授産製品寄贈事業	9	上限 47,500	424, 550
合計	33		1,612,050

民生・児童委員

本市の委員の定数は 594 人(主任児童委員 54 人を含)で方部ごとに 26 の協議会を組織している。 ○方部別早生委員協議会の状況 (令和7年4月1日現在 単位:人)

<u>〇万部別民王安貝協議:</u>	云り仏池					(1)	<u>¼ / 4 4 /</u>	<u> 1 口火化</u>	エ - 毕祉・/
民生委員協議会名	第1	第2	第3	第4	第5	第6	渡利	杉妻	蓬萊
委員定数	13(2)	20(2)	22(2)	17(2)	9(2)	26(2)	30(2)	23(2)	22(2)
民生委員協議会名	清水	東部	鎌田	瀬上	余目	笹谷	大笹生	吉井田	西
委員定数	61(3)	21(2)	19(2)	14(2)	23(2)	21(2)	9(2)	19(2)	17(2)
民生委員協議会名	土湯	大波	立子山	飯坂	松川	信夫	吾妻	飯野	計
委昌宏数	5(2)	6(2)	8(2)	59(3)	30(2)	41(2)	41(2)	18(2)	594(54)

)は主任児童委員数

社会福祉法人の認可、指導監督等

平成 25 年4月より、社会福祉法人設立認可・定款変更等に関する事務、社会福祉法人の指導監督(監 査)事務を行っている。

所管社会福祉法人数 41 法人 (令和7年4月1日現在)

社会福祉施設及び福祉サービス事業者等に対する指導監督等

中核市移行に伴い、平成30年4月より、社会福祉施設及び福祉サービス事業者(障がい・介護)等に対 して、計画的に指導監督を行うこととしています。 ・所管社会福祉施設数 151 が

- 151 施設(令和7年4月1日現在)
- ・所管指定介護サービス事業所数
- 982事業所(令和7年4月1日現在)
- ・所管指定障がい福祉サービス事業所数
- 365 事業所(令和7年4月1日現在)

5 その他の事業

(1)戦没者追悼

戦没者の霊を慰めるため、毎年追悼式を実施しており、令和6年度は、10月2日にキョウワグループ テルサホールにおいて実施した。

○生活保護等

概況

生活保護は、生活困窮者の申請に基づき福祉事務所長が決定するが、その内容は生活扶助、住宅扶助、 教育扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類があり、厚生労働大臣の定める 保護基準により具体的な扶助が算定される。この保護基準は、現在においては一般国民の消費水準との関係で定められることになっている。

○生活扶助基準額の推移

(福島市標準3人世帯の場合、夫33歳、妻29歳、子4歳)

		21 3 1/22/
改定年月日	基準額(円)	対前回比(%)
R 2.4.1	153, 285	101.5
3.4.1	153, 375	100.1
4.4.1	153, 375	100.0
5.4.1	153, 375	100.0
6.4.1	160,500	104.6
7.4.1	160,500	100.0

[※]冬季加算(Ⅲ区の月額×支給月数/12)、児童養育加算を含む。

2 現況

生活保護の動向は社会的・経済的背景により影響を受けるが、市の被保護者数は近年の高齢化率の上昇 に伴う、高齢者世帯の増加もあり、過去最高となっている。 生活保護費扶助別では、医療扶助が最も多く、次いで生活扶助となっている。

(1)保護の実施状況

生活保護世帯、人員等の推移(年度平均)

区分	被保護	養者	保護率(‰)			
年度	世帯数(世帯)	人員(人)	本市	福島県	全国	
2	2, 544	3, 106	10.9	9.1	16.3	
3	2,620	3, 159	11.3	9.4	16.2	
4	2,692	3, 227	11.3	9.5	16.2	
5	2,717	3,257	11.8	9.7	16.2	
6	2,711	3, 241	12.0	9.8	_	
7	2,746	3, 277	12.2	_	_	

(R7年度については、R7.4.1現在)

○生活保護費扶助別状況

(単位:千円)

- 11111110000								
大助別 年度	生活	住宅	教育	介護	医療	その他	合計	前年比 (%)
R 2	1,400,992	711,049	11,984	184, 312	2, 292, 063	91,071	4,691,471	101.8
3	1,415,901	734, 935	12,045	199, 929	2, 340, 547	86,273	4,789,630	102.1
4	1,460,889	762, 496	10, 417	214, 631	2, 268, 173	77,715	4, 794, 321	100.1
5	1,475,689	781,966	11,514	216,556	2,350,619	77,303	4,913,647	102.5
6	1,497,392	785,852	11,995	237, 445	2, 366, 934	80,003	4,979,621	101.3
7 (予算)	1,561,000	809,000	13,000	246,000	2,402,000	71,000	5, 102, 000	

3 中国残留邦人等生活支援

中国残留邦人等生活支援給付は、戦後の混乱の中、肉親と離別するなどし、国外に居住することを余儀なくされた方々に対し、日本に帰国し老後の生活の安定のため「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」により、平成20年4月から開始された支援策である。

支援給付の基準は生活保護基準と同一である。

なお、平成 26 年 10 月からは中国残留邦人等が亡くなった配偶者に対し、老齢基礎年金の3分の2相当額を給付する配偶者支援金を開始。

(1)支援の実施状況

○支援世帯、人員等の推移(年度平均)

区分	被支	援者		
年度	世帯数(世帯)	人員(人)		
2	2	2		
3	2	2		
4	2	2		
5	1	1		
6	1	1		
7	1	1		

(R7年度については、R7.4.1現在)

○生活支援給付別状況

(単位:千円)

	H 1 4 /4 4 / 1 / 1 / 1						(1 1 224 1 1
区分 年度	生活	配偶者支援金	住宅	介護	医療	合計	前年比 (%)
2	1,605	0	491	101	6,631	8,828	143.7
3	1,840	0	632	201	18	2,691	30.5
4	810	0	237	30	3,310	4,387	163.1
5	770	0	201	0	12	983	22.4
6	770	0	201	0	194	1,165	118.5
7 (予算)	685	0	201	300	3,500	4,686	_

4 住居確保給付金

離職や自営業の廃止、休業等により経済的に困窮し、住宅を喪失または喪失するおそれのある方を対象に、住宅の確保(住宅喪失の予防)及び就労機会の確保・家計の改善を支援することを目的として、支給する給付金。

給付額は賃貸住宅の家賃相当額(家賃補助)・転居費用の実費相当額(転居費用補助)であり、生活保護の住宅扶助基準に準拠しており、支援にあたり収入額や貯蓄額、常用就職を目指した求職活動を行うことなどの要件がある。

家賃補助の上限額

単身世帯 36,000 円 2人世帯 43,000 円 3人~5人世帯 47,000 円 6人世帯 50,000 円 7人世帯以上 56,000 円

転居費用補助の上限額

転居先の住所が所在する市町村の住宅扶助額×3

年度	件数(件)	金額(千円)
R 4	304	10,786
5	45	1,631
6	25	838

(4月~3月延数)

5 法外援護

法律に基づく援護のほか、本市独自に、行旅者で費用に困窮する者に対して、必要な援護を行っている。

○R6年度の援護状況

	内容	字	対象者
行旅人への援護	○乗車券の交付	福島~二本松 ~白石	44 人
	○食料の提供	〜米沢 パン、牛乳	44 / C

○障がい福祉

1 障がい者の福祉

(1)身体障がい者の福祉

身体障がい者の在宅福祉施策としては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)による障害福祉サービス、各種相談、補装具の交付・修理や日常生活用具の給付等を実施しているほか、在宅介護対策として特別障害者手当等の支給を行っている。

また、社会参加促進と在宅リハビリテーション対策としては、在宅福祉サービスの利用援助等を総合的に行う相談支援事業、点字広報の発行や手話通訳者派遣等の意思疎通支援事業、機能訓練・創作的活動等を行うデイサービス事業などを実施している。

このほか、自立支援医療費(更生医療及び育成医療)の給付、タクシー料金助成、紙おむつ等の治療材料・衛生器材の給付、人工透析患者通院交通費助成や在宅酸素療法電気代助成等により、在宅福祉施策のより一層の充実に努めている。

施設福祉施策では、デイサービスや生産活動を行う生活介護施設をはじめ、生活施設としての障害者支援施設、就業の機会を提供する就労移行支援施設のほか、デイサービス事業等を行う身体障がい者福祉センターの利用支援に努めている。

(2)知的障がい者の福祉

知的障がい者については、県障がい者総合福祉センター・基幹相談支援センター等の関係機関の協力を 得て、福祉施策の充実に努めている。なお、本市においても障がいの重度化、高齢化の傾向を示しており、 早期に療育及び訓練を行い、社会生活に順応できるよう援護施策を実施している。

(3)精神障がい者の福祉

精神障がい者の社会復帰を促進し、地域で可能な限り自立した生活ができるよう、人権に配慮した生活支援の提供、精神障がい者への理解と協力が得られる地域づくりをめざして、精神障がい者に関する知識の普及啓発や相談支援事業を実施するほか、精神障害者保健福祉手帳の申請収受等事務、自立支援医療費(精神通院医療)の申請収受等事務、障害福祉サービス(ホームヘルプサービス、グループホーム等)、保健・福祉に関する相談・助言といった事業を実施している。

(4)障がい児の福祉

障がい児の福祉向上のため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援を実施している。また、在宅障がい 児においては、障害者総合支援法による障害福祉サービスの実施のほか、特別児童扶養手当、障害児福祉 手当、重度心身障害児童扶養手当の支給や補装具の交付・修理を行っている。

なお、上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対して生活動作向上のための訓練や必要な支援を行うため、児童発達支援センターを設置運営している。

(5)難病患者等の福祉

障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に難病等を追加し、 障害福祉サービス等の対象となっております。これにより、難病患者等で症状の変動などにより、身体障 害者手帳の取得ができないが一定の障がいがある方々に対しても、障害福祉サービスの提供や本市の公の 施設の使用料等の免除などを実施している。 ①身体障害者手帳所持者数

令和7年4月1日現在(単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	278	210	34	70	74	31	697
聴覚・平衡の機能障害	60	170	101	126	5	300	762
音声・言語・そしゃく 機能障害	5	6	73	33	_		117
肢体不自由	1,233	1,097	679	1,042	388	231	4,670
内部障害	1,794	31	507	765	_	_	3,097
合計	3, 370	1,514	1,394	2,036	467	562	9, 343

② 療育手帳所持者数

令和7年4月1日現在(単位:人)

区分	A (最重度・重 度)	B(中度・軽度)	合計
知的障がい者	853	2,024	2,877

③精神障害者保健福	祉手帳所持者数	
1 477	O 4H	

令和7年4月1日現在(単位:人)

		19 11 1 1 2/3		
	1級	2級	3級	合計
	270	1,774	1,459	3,503

※障がい児(18歳未満) 令和7年4月1日現在(単位:人)

70 (10) 10 (10) 10 (10)	
区分	件数
身体障がい児	148
知的障がい児	687
精神障がい児	102
計	937

2 障がい者自立支援・障害児通所支援事業

(令和6年度実績)

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、障害のある人々の社会活動や自立を支援するための福祉サービス等を提供している。

(1)居宅介護

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
5, 193	53, 598	414, 355

(2)重度訪問介護

() =		
延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
226	4,593	103,801

(3)同行援護

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
1,010	5,985	46,099

(4)行動援護

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
12	151	2,943

(5)療養介護

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
437	13, 182	111, 173
療養介護医療費		36,953

(6)生活介護

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
7,579	136,602	1,587,171

(7)短期入所

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
867	4,000	41,366

(8)共同生活援助

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
4,553	131,419	658, 237

(9)施設入所支援

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
2,499	74,633	321,760

(10)自立訓練(宿泊型、生活・機能訓練)

区分	延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
宿泊型自立訓練	12	311	1, 377, 230
自立訓練(生活訓練)	249	3,539	29, 007, 590
自立訓練(機能訓練)	2	37	250,075

(11)就労移行支援

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
1, 124	18, 230	179,661

(12)就労継続支援(A型・B型)

区分	延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
就労継続支援A型	1,456	28, 263	200, 143
就労継続支援B型	13, 396	238, 617	1,808,085

(13)就労定着支援

利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
187	189	4,976

(14)相談支援

7 11 142 42 4424			
区分	延利用者数(人)	公費負担額(千円)	
計画相談支援	5, 179	87,447	

(15)児童発達支援(医療型児童発達支援含む)

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
2,870	32,032	408, 564
肢体不自由	19	

(16)保育所訪問

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)	
382	662	9,318	

(17)放課後等デイサービス

延利用者数(人)	延利用日数(日)	公費負担額(千円)
8, 445	92,401	977, 537

(18)障害児相談支援

延利用者数(人)	公費負担額(千円)
1,540	28, 869

(19)自立支援医療

○更生医療 受給者数 126 人 (R7.4.1 現在) 公費負担額 205,942 千円

(T) 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			申請件数	決定件数	公費負担額(円)	
			中明什奴 人	伏疋什奴	医科	調剤
		視覚障害	0	0	0	0
		・平衡機能障害	0	0	0	0
	音声・言語		1	1	48,518	0
		肢体不自由	0	0	0	0
入院		心臓	1	1	0	0
) \ Pi	内臓障害	腎臓	14	18	4, 347, 045	0
	门顺停音	小腸	0	0	0	0
		肝臓	1	1	135, 685	0
	免疫機能障害		0	1	0	0
	小計		17	22	4, 531, 248	0
	視覚障害		0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害		0	0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障害		4	3	25, 714	0
	肢体不自由		0	0	0	0
入院外		心臓	0	0	0	0
ノくわいと	内臓障害	腎臓	97	97	180, 951, 740	10, 220, 510
	门则欧宁古	小腸	0	0	0	0
		肝臓	8	6	623, 867	735,049
	免疫機能障害		13	11	4, 018, 468	4,835,424
	小計		122	117	185, 619, 789	15, 790, 983
合計		139	139	190, 151, 037	15, 790, 983	

○育成医療 受給者数 23 人 (R7.4.1 現在) 公費負担額 1,448 千円

	〇月成医療 文韶有数 43 八(R 7.4.1 况任) 公負負担領 1,446 丁门					
		申請件数	決定件数	公費負担		
			. I. HH. I. XV	1/1///	医科	調剤
		視覚障害	0	0	0	0
	聴覚	・平衡機能障害	1	1	211,656	0
	音声・言語	・そしゃく機能障害	5	5	352, 144	0
	且	支体不自由	0	0	0	0
		心臓	3	2	478,005	0
入院		腎臓	0	0	0	0
	内臓障害	小腸	0	0	0	0
		肝臓	0	0	0	0
		その他	3	3	319,816	0
	免疫機能障害		0	0	0	0
	小計		12	11	1,361,621	0
		視覚障害	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害		1	1	116	0
	音声・言語・そしゃく機能障害		6	6	26, 108	642
	肢体不自由		0	0	0	0
		心臓	2	1	910	0
入院外		腎臓	0	0	0	0
	内臓障害	小腸	0	0	0	0
		肝臓	0	0	0	0
		その他	4	4	32, 701	26, 372
	免疫機能障害		0	0	0	0
	小計		13	12	59,835	27,014
	合計		25	23	1, 421, 456	27,014

○精神通院医療 受給者数 6,463 人 (R7.4.1 現在)

(20)補装具

(=0) 110-2000				
区分 種目	支給件数(件)	金額(円)	修理件数(件)	金額(円)
義肢	14	6, 436, 413	13	1,822,101
装具	72	7,726,423	18	250, 139
座位保持装置	18	7,511,684	3	35, 489
盲人安全つえ	30	196, 315	0	0
義眼	0	0	0	0
眼鏡	40	1, 186, 672	0	0
補聴器	72	6, 346, 370	42	1, 139, 682
車いす	29	8,096,678	55	3, 467, 215
電動車いす	5	3, 183, 823	25	1,963,983
座位保持いす	1	84,716	0	0
起立保持具	0	0	0	0
歩行器	6	308, 192	0	0
頭部保持具	0	0	0	0
歩行補助つえ	3	27,856	0	0
重度障害者用意思伝達装置	1	822, 366	0	0
計	297	41,927,508	156	8,678,609

3 地域生活支援事業

(令和6年度実績)

障害者総合支援法に基づき、障がい者が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施している。(1)相談支援事業

区分	機関名	所在地	事業費(円)
基幹	ふくしま基幹相談支援センター	南沢又	10,063,282
本庁	くるみ相談支援	野田町	10, 181, 000
清水、信陵、吾妻	清心荘 指定相談支援事業所	南沢又	11,055,000
杉妻、吉井田、西、 土湯温泉町、信夫	特定相談支援事業所 ステップアップつばさ	飯坂町平野	11,055,000
北信、飯坂	けやきの村 指定相談支援事業所	飯坂町中野	11,665,000
渡利、東部、蓬萊、 立子山、松川、飯野	相談支援センター リアン	渡利	11,665,000
障がい児	こじか キッズ サポート	方木田	3,988,000

(2)意思疎通支援事業

·手話通訳者設置 専従手話通訳者 2 名 ·登録派遣手話通訳者 39 名 (令和 6 年度実績)

相談	₹·通訳	専従		登録派遣			
内	容	派遣件数	依頼数	派遣件数	依頼数	武化四	
生	活	712	712	108	105	市窓口、各種申請手続き、生活相 談、遠隔手話通訳、運転免許講習	
教	育	3	3	33	27	子育て相談、懇談会、参観	
医	療	87	87	481	481	診療、検査、入退院説明、健康 診断、救急	
職	業	11	11	15	13	手当、就職相談、入社式、社員研修	
そ	の他	244	238	215	149	会議、TV 収録、講演会、主催イベント、 市長会見	
	計	1057	1051	852	775	(うち電話通訳 152件)	

[·]要約筆記者派遣 登録者 27名 派遣件数 45件

(3)日常生活用具給付事業

(6) [1 (1 - 2) [1 / (1 / (1 / (1 / (1 / (1 / (1 / (1 /		
区分	交付件数 (件)	金額(円)
介護・訓練支援用具(特殊寝台、特殊マット等)	5	651,800
自立生活支援用具(入浴補助用具、頭部保護帽等)	43	1,874,829
在宅療養等支援用具(電気式たん吸引器、吸入器等)	43	1,419,292
情報・意思疎通支援用具(視覚障害者用拡大読書器、点字図書等)	82	7, 799, 662
排泄管理支援用具(ストーマ用装具等)	3, 120	56, 522, 831
住宅改修	2	334, 330
計	3, 295	68, 602, 744

(4)移動支援事業

(-) > -/3 > -3 > -3		
延利用者数	延利用時間(h)	
1,318	11,381	

公費負担額 27,646 千円

(5)地域活動支援センター事業

区分	施設数	利用者数	補助額(千円)
Ⅲ型	5	69	36,000

(6)訪問入浴サービス事業

(0) H/31/32 (1H)	. 1. >
延利用者数	延利用回数
418	2,895

公費負担額 36,461 千円

(7)更生訓練費支給

延利用者数	延利用日数
225	10, 179

公費負担額 2,287千円

(8)生活支援事業

点字学習指導員派遣 登録者 10 名 派遣件数 39 件

(9)日中一時支援事業

延利件数	延利用回数
3, 047	26,780

公費負担額 81,580 千円

(10)自動車運転免許取得・自動車改造助成事業

助成人数	金額(千円)	
3	300	

4 障がい者援護事業

(令和6年度実績)

(1)デイサービス事業

施設名	所在地	延利用者数(人)
腰の浜会館	福島市腰浜町 32 番 1 号	458

(2)タクシー料金助成事業

延利用枚数	金額(千円)
25, 784	12,892

1 人年30枚、1 枚 500 円の福祉タクシー券を交付 ※特殊タクシー利用の場合は、1 回 6 枚 3,000 円以内

(3) 在字酸素療法電気代助成事業

	1 4-7-77
助成人数	給付額(千円)
135	2,888

(4)重度心身障がい者医療費助成

福島市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例により、医療費の一部を助成する。

○助成状況 (令和6年度)

区分	助成延件数 (件)	助成金額 (円)	助成 1 件当たり の 金額(円)	登録者数 (人)
後期高齢者医療制度加入者	112, 167	420, 777, 366	3,751	3,489
その他の保険加入者	52,407	297, 155, 190	5,670	1,869
合計	164, 574	717, 932, 556	4, 362	5,358

(5)治療材料・衛生器材助成事業

治療材料給付			計		
延人数	金額(千円)	延人数金額(千円)		延人数	金額(千円)
13, 417	53, 483	291	1,454	13,708	54, 937

(6)人工透析患者通院交通費助成事業

助成実人数	給付額(千円)
138	19,451

(7)通所交通費助成事業

助成人数	給付額(千円)	
458	12,519	

(8)心身障害者扶養共済掛金助成事業

市民税非課税世帯・均等割世帯の掛金を市が助成することにより、低所得者層の障がいを持つ保護者にも加入を容易にした。

(9)特別障害者手当、障害児福祉手当

特別障害者手当は、20 歳以上であって、精神又は身体の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する方に支給される。(支給月額 29,590円 令和7年4月1日現在)

障害児福祉手当は、20 歳未満であって、精神又は身体の障がいにより日常生活において常時介護を要する方に支給される。(支給月額 16,100 円 令和7年4月1日現在)

区分	受給者数(人)	給付額(千円)
特別障害者手当	459	156, 139
障害児福祉手当	124	22,532

(10)特別児童扶養手当

身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父もしくは母、また は父母にかわって児童を養育している人に支給される。

受給資格者数(人)	受給者数(人)	
925	832	

(支給月額 1級 56,800円 ※令和7年4月より) 2級 37,830円 ※令和7年4月より)

(11)重度心身障害児童扶養手当(市条例)

20 歳未満で身体障害者福祉法による2級以上の障がいを有し、常に介添えを要する者または知的障がい者で常に介添えを要する者を監護している保護者で、本市に居住している者に支給される。(支給年額12,000円)

受給者数(人)	給付額(千円)	
179 人	2, 148	

(12)介護慰労手当

住宅で寝たきりの身体障がい者等を常時介護している家族等に手当が支給される。

	受給者数(人)	給付額(千円)
53		3, 180

※1 人あたり 60,000 円

○高齢者福祉

1 概況

医学の進歩、公衆衛生の向上や食生活の改善等によって、わが国の平均寿命は大幅に延び、65 歳以上の 高齢者が急速に増加している。

本市における高齢化率(総人口に占める 65 歳以上の人口比率)をみると、令和 6 年では 31.51%(10 月 1 日現在)となっており、今後も増加することが予想される。

高齢化の進行により、元気で自立した生活を送ることができる高齢者が増加するとともに、寝たきり等により援護を必要とする高齢者も増加しており、平成12年4月から介護保険法が施行され、措置から契約へ制度が大きく変化し、新しい仕組みで介護サービスが提供されている。

介護保険法の施行に伴い、健康・生きがいづくり、介護予防、生活支援対策の積極的な取り組みを進めていくことが重要であり、このような観点から種々の施策を推進している。

(1)高齢者人口の推移

(各年10月1日現在)

医分	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口(人)	275, 966	273, 904	271,405	268, 623	265, 338
65 歳以上人口 (人)	82,883	83, 390	83,571	83,625	83,616
高齢化率 (%)	30.0	30.4	30.8	31.1	31.5

(2)ひとり暮らし高齢者・寝たきり高齢者

①男女別人数

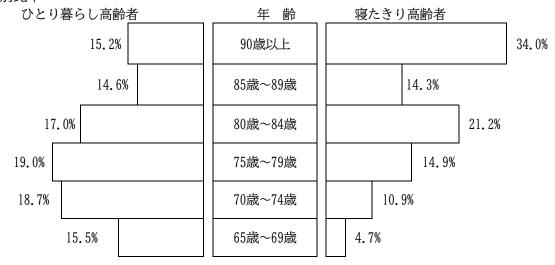
(令和7年4月末現在)

(令和7年6月末現在)

© 71 7 7 11 7 5X	/ 13.1H			
項目 区分			寝たき	り高齢者
男	7,582 人	32.7%	148 人	39.3%
女	15,575人	67.3%	229 人	60.7%
計	23,157人	100.0%	377 人	100.0%

※「ひとり暮らし高齢者」は、住民基本台帳上の世帯種別

②年齢階層別比率



2 在宅福祉サービス

介護保険法の実施に伴って要介護状態に陥らないための介護予防施策や生活支援サービスを重要施策と して事業の充実を図っている。

(1)生きがい型デイサービス事業

在宅で生活する介護保険に該当しない程度の比較的元気な高齢者に対して、通所による各種サービスを提供している。

◇サービスの内容

○レクリエーション ○入浴 ○給食 ○送迎 ○生活相談

◇利用料:一回 700 円

◇会場:わたりふれあいセンター

年度	延利用人数(人)	
令和6年度	1,622	

(2)温泉利用介護予防事業(湯ったりデイサービス)

温泉を利用したデイサービスを提供します。内容は生きがい型デイサービス事業と同一。

◇利用料:一回 1,500円

◇会場:飯坂及び土湯温泉の旅館

V Z % Z X X X X X X X X X X X X X X X X X				
左 庄 庄		延利用者数(人)		
+ 及	飯坂温泉	土湯温泉	合計	
令和6年度	530	480	1,010	

(3)生活支援型短期入所事業

介護者や本人の理由により在宅での生活が一時的に困難となった高齢者を施設で一時保護します。

◇入所期間:1回につき7日以内(年間2回以内)

年度	延利用日数(日)
令和6年度	139

(4)食事サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に対し、栄養のバランスがとれた食事を訪問により配食するとともに、訪問の際に利用者の安否等を確認している。

◇サービス内容: 1人あたり1食(昼食)

◇配 食 日:週7日(1月1日を除く)

◇利 用 料:1食あたり400円

年度	延配食数(食)
令和6年度	34, 595

(5)緊急通報装置設置支援事業

ひとり暮らしの高齢者等に、緊急事態が発生した場合に安否の確認を行い、救急車の依頼など速やかに 対応するため緊急通報装置を設置支援し便宜を図っている。(所得による制限有)

年度	固定型(台)	携帯型(台)
令和6年度	834	145

(6)はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業

在宅において、寝たきり高齢者等の介護者(介護慰労手当て受給世帯は除く)及びひとり暮らしの高齢者の方に施術費用の一部を助成している。

◇助成費:1,000円の利用券を年間12枚を上限として交付

年 度	交付者数			交付者数	
平 及	介護者(人)	ひとり暮らし(人)	合計(人)		
令和6年度	4	114	118		

(7)訪問理美容利用助成事業

自宅への訪問理美容サービスを希望する主に寝たきり等の高齢者へ、その出張費用を助成している。 ◇助成費: 1.000 円の利用券を年間 4 枚を上限として交付。

V . /2// /2 / / / / / / / / / / / / / / /	147.474 = 11.4
年度	利用件数
令和6年度	318

(8)在宅介護慰労手当

寝たきり高齢者及び重度の認知症高齢者を介護している家族を慰労するため、申請により手当を支給している。

◇令和6年度:60,000円 介護者 358人

(9)ひとり暮らし高齢者等給食サービス助成事業

ひとり暮らし高齢者等に給食サービスを行っている団体にその経費の一部を助成する。

年度	実施団体数
令和6年度	3

(10)敬老会の開催並びに敬老祝金の贈呈(令和6年度)

◇敬老会:市内27の実行委員会で記念品贈呈等の敬老事業を実施

◇敬老祝金受給者の実績:88歳(米寿) 年額 5,000円 1,722人

(11)老人クラブ

老後の生活を健全で豊かなものとするため、地域内における老人の自主的な組織として老人クラブがある。

ふくこぶし福島(福島市老人クラブ連合会)の下に 19 の地区連合会と、171 の単位クラブがあり会員は 7,344 人になっている。これらの老人クラブに対して、補助金を交付し、その活動を援助している。 ◇連合会の状況(令和6年度)

名称	単位クラブ数	会員数(人)
ふくこぶし福島地区連合会	171	7, 344
ふくこぶし中央1	7	289
ふくこぶし中央2	9	277
ふくこぶし中央3	3	194
ふくこぶし中央4	7	207
ふくこぶし三河台	4	175
ふくこぶしわたり	12	663
ふくこぶし杉妻	9	276
ふくこぶし北信	6	279
ふくこぶし信陵	3	99
ふくこぶし吉井田	3	144
ふくこぶし西	3	100
ふくこぶし蓬萊	9	572
ふくこぶし清水	15	533
ふくこぶしもちずり	19	883
ふくこぶし飯坂	0	0
ふくこぶし松川	29	1,403
ふくこぶし信夫	10	495
ふくこぶし吾妻	12	337
ふくこぶし飯野	11	398

3 地域包括支援センター運営事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ち、可能な限り自立した生活を送ることができるよう、地域の 身近な相談窓口である地域包括支援センターを中心として、高齢者やその家族に対し、介護等に関する相 談や公的福祉サービスの相談、介護予防事業等を実施している。

○地域包括支援センター

介護等に関する相談に応じ、介護予防事業なども含め、地域の福祉向上を包括的に支援している。

(令和6年度)

センターの種類		地域包括支援センター
センター数		22 ヵ所
運営方式		委託
	相談延件数	44,586 件
	(訪問)	(21,993件)
内訳	(来所相談)	(3,369件)
(対応方法)	(電話相談)	(17,485件)
	(その他)	(1,739件)
サービス担当者会議		4,438 件
地域ケア会議		48 回
	介護予防教室事業	1,269 回

4 老人福祉センター

高齢者の憩いの場として、健康相談や健康増進、教養及びレクリエーションの機会を提供するために設置されている。

(1)福島市老人福祉センター

- ①所在地 福島市仁井田字八ツ割川原3番地
- ②敷地面積 9,468.90 ㎡
- ③建物 鉄筋コンクリート造一部 2 階建ほか延 1,674.59 ㎡
- ④利用対象者
 - ○60 歳以上の本市居住者
- ⑤使用料
 - 1人1日100円(午前8時30分~午後4時まで ただし入浴は午後3時まで。) ※日、祝日、年末年始を除く。
- ⑥施設の特徴
 - ○あらかわクリーンセンターの余熱利用による大浴場設置
 - ○45人乗り送迎用バス運行(おおむね20人以上の団体を送迎)
 - ○ミニゴルフ場 約 1,000 mの敷地に 18 ホール設置
 - ○陶芸施設(プロパンガス窯備付)
- ⑦利用状況

013/11/11/11		
年度 利用者数 (人)		1 日平均 (人)
令和2年度	25, 554	108
令和3年度	32, 314	112
令和4年度	34,022	117
令和5年度	21,162	72
令和6年度	30, 452	105

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため

- ・令和2年3月11日から令和2年5月26日
- ・令和2年12月22日から令和3年1月11日 まで休館

※給湯管漏水により、令和5年8月29日から 令和6年4月16日まで浴室利用停止 (2)福島市わたりふれあいセンター

①所在地 福島市渡利字番匠町43番地

②敷地面積 2,147.22 ㎡

③建物 鉄筋コンクリート造 2 階建 延 531.48 ㎡(一階部分の一部)

④利用対象者

○60歳以上の本市居住者

⑤使用料

1人1日100円(午前9時~午後6時まで。ただし入浴は午後4時まで。) ※第1·3日曜日、1月1日~2日を除く。

⑥施設の特徴

○児童センターが併設されており、世代間の交流が施設内でできる。

⑦利用状況

0 13/11/11/11		
年度 利用者数 (人)		1 日平均 (人)
令和2年度	7,483	28
令和3年度	14, 423	43
令和4年度	13,092	39
令和5年度	15, 761	46
令和6年度	17, 793	52

※生きがい型デイサービス事業利用者を除く

- ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため
- ・令和2年3月11日から令和2年5月24日
- ・令和2年12月22日から令和3年1月11日 まで休館

5 老人ホーム

居宅において生活することが困難な 65 歳以上の高齢者を対象として養護老人ホームが設置されている。 ○老人ホーム入所措置状況(令和 6 年度)

	施設名	定員(人)	前年度からの 継続措置者数 (人)	6 年度中に入所 措置した実人員 (人)	6年度末の 入所実人員(人)
養	福島恵風園	100	91	13	95
護	桑折緑風園	100	56	16	62
老	済生会川俣光風園	75	28	2	27
١,	緑光園	50	13	3	15
人	三春町敬老園	80	2	0	2
ホ 	米沢市星の村	100	0	0	0
	聖明園曙荘	100	1	1	1
4	計	605	191	35	202

6 福島市シルバー人材センター

健康で働く意欲のある 60 歳以上の方を会員として、高齢者の知識や技能等を活かすことのできる臨時 的・短期的な仕事の機会を提供し、高齢者自身の社会参加、生きがいや生活の充実を図り、活力ある地域 社会づくりを目的に活動している。平成24年4月に公益法人となる。

- (1)会員の働き方
 - ・高齢者にふさわしい仕事をセンターが引き受け会員に提供
 - ・センターとは雇用関係がなく、体力、希望に応じた働き方ができる
 - ・仕事の完了後、センターから仕事の内容ごとに決められた配分金を支払
- (2)仕事の内容(主なもの)
 - ・除草、清掃、農作業・・庭木手入れ・・ふすま、障子、網戸張替・・駐車場案内
 - ・一般事務、賞状書・家事手伝い
- (3)会員
 - 1,079 人 男 735 人・女 344 人(令和7年4月1日現在)
- (4)就業率
 - ○就業実人数 764 人 ○就業率 70.8%
- (5)事業状況(令和6年度派遣事業を除く)
 - 〇就業延日人員 61,773 人
 - ○年間受注件数 5,691件
 - ○年間契約金額 424,096 千円
- (6)運営費補助(令和6年度)

国 10,406 千円

市 10,406 千円

計 20,812 千円

○介護保険制度

1 概況

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月に開始されている。

介護サービスの利用状況は、高齢社会の進行とともに伸び続けており、今後も寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大していくことが予想される。

市は、利用者の立場に立った介護サービスが円滑に提供され、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるよう、適正な制度運営に努めている。

2 介護保険事業計画

介護保険制度の円滑な推進を図るため、介護保険法第 117 条に基づき「福島市介護保険事業計画」を定めている。

介護保険事業計画は、各年度における介護サービスの種類ごとの見込み量やサービスを提供する施設整備など介護保険制度の推進のための施策及び事業などについて目標を定めている。令和7年度は、第9期介護保険事業計画(令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間)の2年目となる。

3 福島市介護保険運営協議会

(1)設置の目的及び役割

介護保険事業の適正な運営を確保するため以下の事項を行う。

- ①介護保険事業の運営にかかわる予算についての協議、決算についての報告
- ②介護保険事業の進行管理、計画の作成
- ③その他運営上必要とする事項

(2)委員定数等

- ①委員定数 14名以内(現在は12名)
- ②選任区分 学識経験者(1名)、被保険者(4名)、福祉関係者(4名)、保健医療従事者(3名)
- ③任期 3年(令和6年4月1日~令和9年3月31日)

(3)介護保険運営協議会の開催

第72回(令和6年度第1回)令和6年5月22日

第73回(令和6年度第2回)令和6年10月25日

第74回(令和6年度第3回)令和7年2月27日

4 被保険者の状況

(1)介護保険の被保険者

介護保険の被保険者は、第1号被保険者(65歳以上の方)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満の 医療保険加入者)に区分される。

(2)被保険者数(令和7年4月1日現在)

- ·第1号被保険者 83,458人
- ·第2号被保険者 89,280人

(うち、市資格管理者 435人)

· 合計 172,738 人

5 介護保険料

○介護保険料の状況

令和6年度

区分	延べ賦課人数(人)	延べ収納人数 (人)	調定額(円)	収入額(円)	収入率(%)
特別徴収	79, 794	79,869	5, 894, 078, 100	5, 894, 078, 100	100.0
普通徴収	9,907	9,545	522, 910, 500	500, 535, 700	95.7
合計	89,701	89, 414	6,416,988,600	6,394,613,800	99.7
滞納繰越	1,272	426	46, 597, 349	11,736,291	25.2

- ※ 収入額=収入済額-還付未済額
- (1)第1号被保険者(65歳以上の方)の介護保険料
- ①保険料の算定方法

福島市介護保険条例第7条により、下記のように定めている。

■福島市の介護保険料

(令和7年度)

区分	対象となる方	保険料率	保険料 (年額)
1	生活保護受給者等、市民税非課税世帯の方(合計所得+年金収入=80万9千円以下)	基準額×0.285	22,200円
2	市民税非課税世帯の方(合計所得+年金収入=80万9千円超120万円以下)	基準額×0.485	37,800円
3	市民税非課税世帯の方(合計所得+年金収入=120 万円超)	基準額×0.685	53,400 円
4	本人が市民税非課税の方(課税世帯)(合計所得+年金収入=80万9千円以下)	基準額×0.875	68,300円
5	本人が市民税非課税の方(課税世帯)(合計所得+年金収入=80万9千円超)	1.000 (基準額)	78,000円
6	本人が市民税課税の方(合計所得 120 万円未満)	基準額×1.150	89,700円
7	本人が市民税課税の方(合計所得 120 万円以上 210 万円未満)	基準額×1.275	99,500円
8	本人が市民税課税の方(合計所得 210 万円以上 320 万円未満)	基準額×1.500	117,000円
9	本人が市民税課税の方(合計所得 320 万円以上 420 万円未満)	基準額×1.700	132,600 円
10	本人が市民税課税の方(合計所得 420 万円以上 520 万円未満)	基準額×1.900	148,200 円
11	本人が市民税課税の方(合計所得 520 万円以上 620 万円未満)	基準額×2.100	163,800円
12	本人が市民税課税の方(合計所得 620 万円以上 720 万円未満)	基準額×2.300	179,400円
13	本人が市民税課税の方(合計所得 720 万円以上)	基準額×2.400	187,200円

年金収入=課税年金収入 (障害年金や遺族年金等の非課税年金を含まない)

合計所得: ⑦第 1~5 段階は、課税年金等に係る雑所得及び租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控 除額を控除した額。なお、給与所得が含まれている場合は、所得金額調整控除前の給与所得から 10 万円を控 除した額

②第6∼13段階は、租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。

②保険料の納め方

老齢年金等の年金を年間に18万円以上受給されている方(老齢福祉年金は除く)は、原則として年金からの天引きによる「特別徴収」となり、それ以外の方は、口座振替、納付書又はスマートフォンアプリで納める「普通徴収」となる。

(2)第2号被保険者(40歳以上65歳未満の方)の介護保険料 保険料の支払い方法は、加入している医療保険により異なり、医療保険の保険料として一括して納める。

6 介護認定の状況

(1)要介護(要支援)認定

被保険者が介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受ける必要がある。

. 「要介護 $1\sim5$ 」または「要支援 1、2」と認定された方は、介護の必要の程度に応じたケアプランに基づき介護(予防)サービスが受けられる。

(2)介護認定審査会

保健・医療・福祉の専門分野からの 122 名 (30 合議体) の委員による介護認定審査会を設置し、要介 護認定の審査・判定を行っている。

・審査会回数

360 回 (令和 6 年度) ·審 査 件 数 11,952 件 (令和 6 年度)

(3)要介護認定者数

令和7年3月末現在(単位:人)

							17 1		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	1 1-3 / 1/
左	区分 手齢構成	被保険者数	要支援 1	要支援2	要介護 1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者数計
	第1号被保険者	83, 458	2, 455	2, 385	3,498	3,070	2, 297	1,984	1,329	17,018
	65 歳以上 75 歳未満	36,916	221	260	338	351	175	184	148	1,677
	75 歳以上	46, 542	2, 234	2, 125	3, 160	2,719	2, 122	1,800	1,181	15, 341
	第2号被保険者	435	37	50	49	76	49	39	45	345
	総数	83, 893	2,492	2, 435	3,547	3, 146	2,346	2,023	1,374	17, 363
	構成率		14.4%	14.0%	20.4%	18.1%	13.5%	11.7%	7.9%	100.0%

7 介護サービス提供の状況

(1)介護給付対象サービス

(令和6年度)

	サービスの種類	市内所在		月当たり)	年間給付額(千円)
		指定事業者数※	利用人数	一人当り利用回数	
	訪問介護	85	2,938.6	12.0	2,046,953
	訪問入浴介護	5	281.6	4.5	188, 121
	訪問看護	41	1,666.7	4.8	672, 134
	訪問リハビリテーション	9	276.7	5. 2	103, 668
	通所介護	61	3, 342. 4	8. 3 6. 8	2,610,082
	通所リハビリテーション	11	1, 253.5	6.8	855, 544
早	居宅療養管理指導 短期入所生活介護	7	2,497.2	1.8	187, 375
居宅	短期入所生活介護	27	917.2	9.7	944, 672
	短期入所療養介護	12	211.5	8.6	252, 664
	特定施設入居者生活介護	13	598.9	29.1	1,362,541
	福祉用具の貸与	24	5,557.3	28.8	1, 362, 541 968, 869
	特定施設入居者生活介護 福祉用具の貸与 福祉用具購入費の支給	24	103.1	_	39,635
	住宅改修費の支給 居宅介護支援	指定なし	50.2	_	50,303
	居宅介護支援	88	7,513.8	_	1, 360, 350
	合計				11, 642, 911
	合計 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15	378.8	19.2	729, 930
	夜間対応型訪問介護	2	5. 1	12.9	5, 156
地	認知症対応型通所介護	16	181.2	8.5	213, 318
地域密着型	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護	13	242.2	22.6	596, 219
密	認知症対応型共同生活介護	36	590.1	29.5	1, 795, 217
着	地域密弄型介護老人福祉施設	2	47.1	29.4	164, 772
型	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護) 地域密着型通所介護	5	130.1	24.3	424, 449
	地域密着型通所介護	32	767.1	7.8	523, 746
	合計				4, 452, 807
	介護老人福祉施設	22	1,509.8	29.0	4,837,070
協	介護老人保健施設	12	1,000.5	26.7	3, 457, 007
施設	介護療養型医療施設	0	0	0	0
訍	介護医療院	0	1.8	29.5	5, 792
	合計				8, 299, 869

(2)予防給付対象サービス

	(4) が別権的対象が一つ人						
ſ		サービスの種類	市内所在 指定事業者数※	利用実績(月 利用人数	当たり) 一人当り利用回数	年間給付額(千円)	
ŀ		介護予防訪問入浴介護	11年	<u>利用人数</u> ()	<u>一人ヨり利用凹数</u> ()	0	
		介護予防訪問看護	39	195.3	3.6	49, 799	
		介護予防訪問リハビリテーション	8	41.8	4.2	11,345	
		介護予防通所リハビリテーション	11	502.8	4.9	191,334	
		介護予防居宅療養管理指導	6	99.8	1.6	7, 257	
	居	介護予防短期入所生活介護	25	26.0	4.0	8, 565	
	居 宅	介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護	12 13	2.4 52.1	4.7 28.9	1, 292 45, 981	
		介護予防福祉用具の貸与	24	1,652.2	29.8	137, 269	
		介護予防福祉用具購入費の支給	24	29.8		10, 275	
		介護予防住宅改修費の支給	指定なし	32.1	_	34, 043	
		介護予防支援	24	2,036.6		110, 144	
L		合計				607, 304	
	地	介護予防認知症対応型通所介護	16	0	0	0	
	地域密着型	介護予防小規模多機能型居宅介護	11	19.4	12.2	13, 861	
	着	介護予防認知症対応型共同生活介護	35	3.0	30.3	8, 391	
	으	合計				22, 252	

(3)その他

(8) 8 7 10				
U NA OFFIE	市内所在	利用実績()	L-00/4/14T/2m)	
サービスの種類	指定事業者数※	利用人数	一人当り利用回数	年間給付額(千円)
特定入所者介護・予防		1,498.4		499, 562
高額介護・予防サービス費の支給		3,957.8		612,697
高額医療合算介護・予防サービス費の支給		225.4		80,003
	LANGE 1 A A A A A		~ / H H A H L	1 / H H A - H H - 2 - H A 3

[※]事業者数は休止中の指定事業者を含み「介護保険法第71条」のみなし指定を受けている保険医療機関・保険薬局を除く。 (訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導等)

8 利用者負担対策・相談事業等の実績

(1)社会福祉法人提供サービス利用者負担軽減対策事業

社会福祉法人等が一定の要件を満たす生活困難な低所得者の介護サービス利用者負担額を軽減し、軽減額が一定の割合を超えた事業者に対して助成を行った。

- ①実施法人数 39法人
- ②軽減対象者 306 名

対象者の要件は、次のすべての条件を満たす方である。

- · 市民税非課税世帯。
- ・年間収入が単身世帯かつ 150 万円以下で、一人増えるごとに 50 万円加算(非課税収入も含む)
- ・預貯金等の額が単身世帯かつ350万円以下で、一人増えるごとに100万円加算
- ・世帯全員について日常生活に供する資産以外に住居や土地など活用できる資産がないこと
- ・負担能力のある親族等に税法上の扶養とされていないこと
- ・介護保険料を滞納していないこと
- ③軽減額 介護保険対象分及び食費・居住費等については25%軽減

介護保険対象分

本人負担 10%⇒7.5% (25%軽減)

食費及び居住費分

本人負担 100%⇒75% (25%軽減)

④対象となるサービス

訪問介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護、

認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、

小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、

短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護老人福祉施設サービス(特別養護老人ホーム)、 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、

第1号訪問事業・第1号通所事業(介護予防サービス相当事業であって、自己負担割合が介護保険給付と同様のものに限る)

これらに伴う食費・居住費(滞在費)、宿泊費(ただし日常生活費は含まない)

令和6年度

サービス種類	該当事業所数	延利用者数	法人に対する助成額
訪問介護	18か所	259 人	35,300 円
通所介護	47 か所	325 人	61,657円
短期入所生活介護	39 か所	250 人	323,218 円
介護老人福祉施設	42 か所	1,594人	7,371,004 円
合計	146 か所	2,428 人	7,791,179円

(2)介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員が介護サービス利用者に対する相談活動を通じて、利用者の疑問や不満の解消を図るとともに介護サービスの質的な向上を図ることを目的に実施している。

- ① 相談員の構成 男性5名 女性5名 計10名
- ② 実施期間 例年5月~翌年3月
- ③ 訪問回数 施設の感染症対策に配慮しつつ、利用者との面会及び施設職員との面談を行った。

令和6年度

		1
訪問先	訪問対象(事業所数)	訪問回数
介護老人福祉施設	21 か所	37 回
介護老人保健施設	12 か所	18 回
通所介護施設(単独型)	23 か所	35 回
グループホーム・小規模多機能型居宅介護	8か所	7 回
特定施設入居者生活介護	1か所	2 回
合計	65 か所	99 回

○保健衛生

1 保健医療事業

市民の健康と生命を守るため、休日や夜間における救急医療確保対策を中心に、市民がいつでも安心して医療を受けられるよう、福島市医師会や福島歯科医師会をはじめ各医療機関等の協力のもとに、夜間休日急病センターや休日救急歯科診療所を設置しているほか、休日在宅当番医制及び救急医療病院群輪番制等を実施し、市民の医療確保に努めている。

(1)夜間休日急病センター(一次診療)

夜間・休日における急病患者に対し、応急的な診療を行うため、夜間休日急病センターを設置している。 ※令和6年7月1日より福島市夜間急病診療所から福島市夜間休日急病センターへ名称変更

名称	福島市夜間休日急病センター
所在地	福島市上町5-6上町上町テラス2階
開設	昭和 50 年 7 月 21 日
診療科目	【夜間】内科、外科、小児科 【休日】小児科
診療日	【夜間】年中無休 【休日】第2、第4日曜日
診療時間	【夜間】午後7時から翌日午前7時30分まで
砂原时间	【休日】午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
受付時間	【夜間】午後6時30分から翌日午前7時まで
文加利申	【休日】午前8時30分から午前11時30分まで、午後1時から午後4時まで
	【夜間】
	医師 3人(内科系1人、外科系1人、小児科1人)※小児科は午後 10 時まで
	深夜帯(午後 11 時~翌日 7 時 30 分)は医師 1 人
診療体制	│看護師 3人(深夜帯1人)事務員 2人(深夜帯1人)
	【休日】
	医師 1人(小児科)※10月から翌年3月までは2人
	看護師 3人 事務員3人 ※10月から翌年3月まではそれぞれ4人

○夜間休日急病センター診療状況(夜間診療分)

0 1/41	. 411 -				,				
項目	項目 年度			R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
		総	数	14,504 人	6,756 人	7,799人	7,895人	9,024人	8,772人
		一日	平均	39.6	18.5	21.4	21.6	24.7	24.0
		性別	男	7, 241	3, 453	3,917	3,886	4,563	4,490
受	区	生力	女	7, 263	3,303	3,882	4,009	4,461	4, 282
受診者数		居住地	市内	12,074	5,805	6,656	6,758	7,447	7, 141
者	分別	店住地	市外	2,430	951	1, 143	1, 137	1,577	1,631
数	別内		内科系	4,540	1,854	2, 106	2,026	2,690	2,639
	訳	診療科目	外科系	3,037	2, 298	2,345	2,426	2, 160	2,266
	н/ \	砂源竹目	小児科	4, 242	1,368	1,919	1,957	2,577	2,060
			深夜帯(全科目)	2,685	1,236	1,429	1,486	1,597	1,807

(2)休日救急歯科診療所(一次診療)

休日における急病患者に対し、応急的な診療を行うため、休日救急歯科診療所を設置している。

名称	福島市休日救急歯科診療所
所在地	福島市森合町 10-1 保健福祉センター1階
開設	平成 10 年 10 月 1 日
診療日	日曜日、祝日、年末年始(12/30~1/3)
診療時間	午前9時~午後5時(正午から午後1時までを除く)
受付時間	午前 9 時~午前 11 時 30 分 午後 1 時~午後 4 時 30 分
診療体制	歯科医師 1 人 (通常) 歯科衛生士 2 人 (通常)

○休日救急歯科診療所診療状況

年度			年度			R 3	R 4	R 5	R 6
開設日数			開設日数			72 日	73 日	74 日	72 日
	総数		1084 人	643 人	828 人	768 人	793 人	859 人	
受	_	日平均		14.3	10.5	11.5	10.5	10.7	11.9
診		性別	男	566	368	422	408	427	446
受診者数		内訳	土力	女	518	275	406	360	366
数	기하	居住地	市内	851	545	667	612	613	673
		店往地	市外	233	98	161	156	180	186

○障がい者歯科診療状況

休日救急歯科診療所の平日を利用し、地域の歯科医院への通院治療・訪問治療が困難な心身等に障がい を持った方を対象とした診療事業を実施している。

開設	平成 13 年 10 月 4 日 診療開始
診療日	毎週水・木曜日(H27~)(予約制) ※祝日、12/29~1/3にあたる場合は休診
診療時間 受付時間	午後 1 時 30 分~午後 3 時 30 分
診療体制	歯科医師 2人、歯科衛生士 3人

年度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
開設日数	98	92	99	100	105	101
受診者数	419	351	390	434	405	419
一日平均	4.3	3.8	3.9	4.3	3.9	4. l

(3)休日在宅当番医制(一次診療)

市医師会が中心となり、会員等の当番制により日曜・祝日(年末年始 12/29~1/3 を含む。)の昼間における急病患者の在宅診療にあたっている。

○診療時間 午前9時から午後5時まで ○診療科目別参加医療機関数(令和6年度)

O H2 W1(1.11.0			
診療科目	医療機関数	診療科目	医療機関数
内科	67	皮膚科	9
小児科	13	眼科	13
外科・整形外科	36	耳鼻咽喉科	14
産婦人科	15	合計	167

(4)救急医療病院群輪番制(二次診療)

一次診療に対する後方支援医療機関として、土曜日の午前・午後、休日昼間及び毎夜間における一次診療で治療できない患者を、市内の11病院が輪番制により診療にあたっている。

○病院群輪番制病院

病院名	病院名
あづま脳神経外科病院	福島第一病院
大原綜合病院	福島南病院
済生会福島総合病院	南東北福島病院
福島県立医科大学附属病院	わたり病院
福島西部病院	しのぶ病院 ※協力病院
福島赤十字病院	

○診療時間 土曜日 午前8時30分から午後1時まで、午後1時から午後5時まで

休日昼間 午前8時30分から午後5時まで

毎夜間 午後5時から翌日午前8時30分まで

(5)茂庭診療所

茂庭地区住民の医療を確保するため、市医師会が運営を行っていたが、令和元年7月1日からは市医師会に代わり市内医師が診療を継続(施設維持管理費を助成)し、地域医療の利便を図っている。

診療所名	診療科目	診療日・時間
茂庭診療所	内科、外科、整形外科、皮 膚 科、 泌尿器科	金曜日、午後3時~午後 5時 土曜日、午前9時~午前12時

(6)医療安全支援センター

医療法第6条の13に基づく医療安全支援センターを設置し、市民からの医療に関する相談に対応している。

- 0						
年度	R元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
相談件数	143	189	195	190	187	223

(7)献血重業

本市における献血推進は、県献血推進計画および移動採血車運行計画に基づき、各事業所および地区献血友の会等の献血のほか、広く市民に献血思想の普及を図るため、各種奉仕団体等の協力による街頭献血により、その目的達成に努めている。

○福島市の献血状況

	1) 1 4 × 1			
年 度	採血車運行台数(台)	目標量(L)	献血量(L)	達成率(%)
R元	145.0	2,618.8	2,491.6	95.1
R 2	142.0	2,640.0	2, 231. 4	84.5
R 3	138.0	2,576.0	2, 180.8	84.7
R 4	143.2	2,498.2	2,377.0	95.1
R 5	124.0	2,304.4	2,209.0	95.9
R 6	123.0	2,299.2	2, 243. 2	97.6

(8)保健所運営推進事業

福島市保健所運営協議会(平成31年2月設置)

- 〇目的 福島市保健所条例4条に基づき設置し、地域住民の健康の保持、増進のため協議する。
- ○組織 委 員 15人 主な委員 学識経験者、保健医療関係、教育関係、職域関係、市民団体、関係機関

2 放射線健康管理事業

(1)内部被ばく検査

①検査の概要

市では、市内の将来にわたる健康管理を進めるとともに、放射線に対する健康不安の軽減を目的にホールボディカウンタによる内部被ばく検査を進めています。

市及び県所有の移動式ホールボディカウンタをはじめ、市内1カ所、市外1カ所の医療機関及び検査機関の協力のもと、検査を実施しました。

②検査の実施状況

令和7年3月末現在

	+△★++ + / <i>+</i> +++++++++++++++++++++++++++++++++++	検査人数	(人)
年齢区分	検査対象者数 (人)	累計 (平成 23 年 11	月~令和7年3月)
	()()		再検査
10 歳未満	18, 163	7,656	0
10 歳代	22, 825	85, 275	79
20 歳代	24, 390	54, 400	259
30 歳代	27, 121	8,673	34
40 歳以上	173, 621	60,907	516
計	266, 120	216, 911	888
住登外		3, 218	5
ひらた中央病院		1, 183	
合計	266, 120	221, 312	893

③検査結果の概要

令和7年3月末現在で延べ 221,312 人が検査を終了し、全員が預託実効線量 (※1) 1ミリシーベルト未満で、市の健康管理検討委員会からは、「健康に影響を与えるような数値ではない。」との見解をいただいております。

(※1)預託実効線量とは、計測された放射性物質の量から推定される成人では50年間、子どもでは70歳 までに体内から受ける内部被ばく線量のことです。

(2) 個人線量計(ガラスバッジ)による外部被ばく検査

①検査の概要

市では、住民一人ひとりのより一層の安全・安心の確保と、今後の健康管理を目的として令和6年9月から 11 月までの3か月間ガラスバッジによる外部被ばく検査を実施しました。

②対象者数・測定者数

単位(人)

			十四(バ
対象者数	申込件数	申込率	回収件数
272, 485	343	0.1%	339

※令和7年3月末日現在確定数

(未回収者 4人)

③3か月間の測定結果

3か月間の積算線量 (A)	年間線量推計値 (A× 4)	人数[人]		割合 [%]
[mSv]	[mSv]			
X (0.1 未満)		265		
0.1	1 未満	71	339	100.00
0.2		3		
0.3	2未満	0	0	0.00
0.4	4 不何	0	U	0.00
0.5		0		
0.6	3未満	0	0	0.00
0.7		0		
0.8	4 土洪	0	0	0.00
0.9	4未満	0	U	0.00

3か月間の積算線量平均値:0.018mSv

④検査結果の概要

令和7年2月12日(水)に開催した市の健康管理検討委員会で以上の結果を報告し、『3か月で測定された線量から推定した年間積算線量からは、「将来、放射線によるがんの増加などの可能性は少ない」と判断されます。』との見解をいただいております。

(3) 「放射線と市民の健康講座」の開催について

①講座の概要

放射線による市民の健康不安の軽減を目的として、放射線を正しく理解する講座を開催しました。 市内全域を対象として開催したほか、中学生や団体を対象に講座を行い、令和6年度は計6回開催し、 189 名の参加がありました。

②開催状況(令和6年度)

	開催状況	開催回数	参加人数(人)
1	一般(市内全域)	1	16
2	企業・事業所	2	46
3	児童・生徒とその保護者	3	127
	計	6	189

3 衛生事業

(1) 水道施設・生活衛生施設の状況

安全な飲料水が安定的に供給されるよう、専用水道及び給水施設等の立入検査を行い、適正な水質管理 や水道施設の維持管理の徹底を図るよう監視指導を行っている。

また、衛生的環境が必要となる生活衛生営業施設について、許可や届出等の事務を行うとともに、これらの施設への監視指導を行っている。

○水道施設の監視状況

種類	施設数	監視指導延件数
専用水道	25	23
給水施設	14	14
貯水槽水道	1,090	88
計	1,129	125

○許可施設の監視状況

種類	施設数	監視指導延件数
旅館業	186	92
興行場	23	2
公衆浴場	53	47
理容業	282	41
美容業	630	98
クリーニング業	134	30
計	1,308	310

(2) 食品営業施設の状況

食品の安全性を確保し、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品衛生法に基づき「福島市食品衛生監視指導計画」を策定し、食品関係施設の監視指導を行っている。

○営業許可及び営業届施設の監視状況

業種	施設数	監視件数
飲食店営業	2,846	1,064
喫茶店営業	56	2
菓子製造業	349	160
魚介類販売業	91	146
食肉販売業	59	55
その他の許可業種	373	276
営業届業種	2,050	513
計	5,824	2, 216

(3)畜犬登録等の状況

畜犬登録は、保健所と各支所で随時受付しており、毎年4月に市内各会場で狂犬病予防注射を実施している。

○実施状況

0) () () ()		
年度	登録頭数	狂犬病予防注射実施頭数
R元	13,074 頭	9,433 頭
2	13,138頭	7,299 頭
3	13,140 頭	8,940 頭
4	13,096 頭	8,987 頭
5	13,405 頭	9,061 頭
6	11,874頭	8,901 頭

(4)動物愛護管理の状況

「動物の愛護及び管理に関する法律」「狂犬病予防法」等の規定に基づき、飼われている犬と猫や所有者不明の犬と猫の保護・返還・譲渡・処分、負傷している犬と猫の保護、などの業務を行っている。

また、住民に対し適正飼養に関する相談・指導・助言を行うとともに、ボランティア等との協働による小学校への獣医師派遣事業を行い動物愛護の推進を図っている。

①動物保護管理

	保護	返還	譲渡	処分
犬(頭数)	14	10	6	0
猫(匹数)	162	0	116	39
計	176	10	122	39

- ②適正飼養に関する相談・指導・助言件数 444件
- ③ボランティア等との協働による小学校への獣医師派遣事業実施校数 4校
- ④第一種動物取扱業の登録件数 新規登録 17件、更新登録 20件

(5)試験検査の状況

市民の健康な生活を確保するために、市内で流通している食品、家庭用品の規格基準等の検査や公衆浴場や旅館等の浴槽水の水質検査を行っている。また、食中毒(疑いを含む)に係る病因物質検索のための検査や感染症の発生を予防しその蔓延防止を図るための検査等を行っている。

	検査項目 検体数		検査項目	検体数
今 日四土松木	理化学検査	168	微生物検査	87
食品収去検査	放射性物質検査	126		
家庭用品検査	容器試験等	1	ホルムアルデヒド	7
浴槽水検査	理化学検査	28	微生物検査	32
食中毒等検査	食中毒菌	11	ノロウイルス	53
感染症等検査	腸管出血性大腸菌等	1	HIV/梅毒	131/125

4 公衆衛生補助事業

(1)給水施設補助

生活環境の整備改善及び公衆衛生の向上のため、福島市が行う水道事業等の給水区域外において、市以外の者が行う水道施設及び給水施設工事について、その工事費の20%以内を補助する。

○補助実績

昭和62年度~令和6年度 なし

(2)公衆浴場業者への補助

公衆浴場の転廃業を防止するとともに、経営の安定と入浴施設の確保を図り、公衆衛生の向上に資する ため施設整備事業に対し補助する。

年度 区分	補助対象事業(千円)	補助金総額(千円)	備考
R 2	0	0	
3	0	0	
4	4, 476	2,000	
5	0	0	
6	0	0	

5 感染症予防事業

感染症発生の未然防止とまん延防止を図るため広報紙等を活用して住民の保健衛生思想の普及に 努めている。

○感染症患者発生状況

福島市の感染症発生状況(1類発生なし、2類結核以外発生なし)

(単位:人)

区分	2 類 感染症	3類感染症	4 類	4類感染症 5類感染症						
年度	結核 (LTBI ※含む)	腸管出血性 大腸菌感染症	つつが 虫病	レジオネラ 感染症	梅毒	後天性免疫 不全症候群 (HIV含む)	劇症型溶血 性レンサ球 菌感染症	百日咳	侵襲性 肺炎球菌 感染症	
令和元年度	46	4	0	3	7	3	2	12	13	
令和2年度	26	12	1	0	6	0	3	0	4	
令和3年度	22	3	1	2	12	3	2	0	6	
令和4年度	22	2	0	6	16	3	1	0	5	
令和5年度	28	3	1	9	27	4	7	5	2	
令和6年度	19	1	1	10	22	5	16	9	6	

[※]LTBI(潜在性結核感染症):結核発病の予防として投薬を行なっている方

(1)感染症診査協議会の開催(令和6年度)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施。

定例開催 12 回 臨時開催 7 回

・入院勧告 25 人・就業制限 9 人

(2)感染症予防法による結核健診事業

①定 期 健 診 (65歳以上)対象者は3月末日の65歳以上の人口

区分	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
令和元年度	82, 442	27,988	33.9
令和2年度	83, 119	25, 533	30.7
令和3年度	83, 537	26, 250	31.4
令和4年度	83, 527	27, 158	32.5
令和5年度	83,622	27, 141	32.4
令和6年度	83,585	27,710	33.2

②接触者健診(令和6年度)

結核患者と接触し、感染していると疑われる方を対象に実施。

- · 実施件数 117 回
- ③管理検診(令和6年度)

結核治療終了後の患者を対象に病状などの把握のため実施。

・実施件数 54回

(4)予防接種事業

予防接種法に基づき、定期予防接種を実施し各疾病の発生及び重症化予防に努めている。また、任意 予防接種の一部助成を行い、疾病の発生及び重症化予防に努めている。

○定期予防接種事業

令和6年度

<u> </u>					1110 1/2
種類 種類	接種対象年齢	接種区分	対象人口	実施人員	実施率
	 1 価:出生6週0日後~24 週0日後	1回		959	73.0%
ロカウノルコは沙ボ		2回①		946	72.0%
ロタウイルス感染症 ※令和2年10月から定期		1回	1,314	322	24.5%
予防接種	5価:出生6週0日後~32週0日後	2回		302	23.0%
7. 約71至		3回②		302	23.0%
		参考①+②	1,314	1,248	95.0%
		1回		1,299	98.9%
B型肝炎	1 歳未満	2回	1,314	1,274	97.0%
		3回		1,340	102.0%
		1回		9	0.7%
)	1. W. O.). E. E. IV. IV.	2回	1,314	131	10.0%
ヒブ感染症	生後2か月~5歳未満	3回	·	281	21.4%
		追加	1,426	1,225	85.9%
		1回	-,	1,298	98.8%
		2回	1,314	1,273	96.9%
小児の肺炎球菌感染症	生後2か月~5歳未満	3回	1,011	1,285	97.8%
		追加	1,426	1,383	97.0%
BCG(結核)	1 歳未満	1回	1, 314	1,317	100.2%
	1 //以入门间	1期1回	1, 514	1, 289	98.1%
5種混合(ジフテリア・		1期2回	1,314	1, 203	86.8%
百日咳・破傷風・ポリ	生後2か月~7歳6か月未満	1期3回	1, 514	1, 141	76.3%
オ・ヒブ)		1期追加	1,426	108	7.6%
		1期1回	1,440	15	1.1%
4種混合(ジフテリア・	生後2か月~7歳6か月未満	1期2回	1 21/	139	
百日咳・破傷風・ポリ			1,314		10.6%
才)		1期3回	1 490	291	22.1%
		1期追加	1,426	1,613	113.1%
○任用人 /パーニリフ		1期1回	1 214	0	0.0%
3種混合(ジフテリア・ 百日咳・破傷風)	生後2か月~7歳6か月未満	1期2回	1,314	0	0.0%
		1期3回	1 490	0	0.0%
9.種組入 /パラニリフ		1期追加	1,426	1	0.1%
2種混合(ジフテリア・ 破傷風)	11 歳~13 歳未満	2期	2,032	1,809	89.0%
14X.1(初/出)(/		1回	1,426	1,375	96.4%
水痘(水ぼうそう)	1歳~3歳未満	2回	1, 420	1, 373	94.5%
	1 歳~2 歳未満	1期	1, 322	1,402	98.3%
┃ ┃ 麻しん風しん混合	小学校入学前1年間にある5歳~7歳未満	2期	1, 420	1,796	96.1%
麻しん	昭和37年4月2日~昭和54年4月1日生	△ 州	1,000	1,730	30.170
風しん	昭和 37 年4月 2日~昭和 54 年4月 1 日生 れの男性(予防接種は抗体検査の結果対象	5期		131	_
	となった者)※①	J // /		131	
		1期1回		1,869	112.0%
	生後6か月~7歳6か月未満		1,669		
日本脳炎 ※②	特例対象者	1期2回		1,889	113.2%
<i>^</i> ₩		1期追加	1,789	1,643	91.8%
	9歳~13歳未満、特例対象者	2期	2, 194	2,331	106.2%
		1回		1,065	103.6%
 ヒトパピローマウイルス	小学6年生~高校1年生相当の女子	2回	1,028	795	77.3%
		3回		358	34.8%
防)		1回		2,920	
	キャッチアップ接種対象者	2回		2,447	_
		3回		2, 243	
					•

種類	接種対象年齢	接種区分	対象人口	実施人員	実施率
高齢者肺炎球菌感染症	①接種当日 65 歳 ②接種当日 60 歳~64 歳で心臓、腎臓もし くは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫の機能に障害を有し障害 者手帳 1 級を有する者	1回	3, 532	1,050	29.7%
高齢者インフルエンザ	①接種当日 65 歳以上 ②接種当日 60 歳~64 歳で心臓、腎臓もし くは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫の機能に障害を有し障害 者手帳 1 級を有する者	1回	83, 717	45, 339	54.2%
高齢者新型コロナウイルス	①接種当日 65 歳以上 ②接種当日 60 歳~64 歳で心臓、腎臓もし くは呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウ イルスによる免疫の機能に障害を有し障害 者手帳 1 級を有する者	1回	83, 717	21, 493	25.7%

- ※厚生労働省「定期の予防接種実施者数」、「HPV ワクチンの実施状況について」に準ずる。
- ※①抗体検査の結果対象となった者のみであるため、実施率等算出できず。
- ※②実施人員は特例対象者を含む。

○任意予防接種事業

※令和6年度

	種類	接種対象年齢	実施人員		
おたふくかぜ		1歳~2歳未満		1,279	
	虚1 7 团 1 7	妊娠予定の女性	261		
	麻しん風しん 混合ワクチン	妊婦の夫	60	344	
		妊娠予定の女性の夫	23		
년) /		妊娠予定の女性	1		
風しん (大人)	風しんワクチン	妊婦の夫	0	1	
		妊娠予定の女性の夫	0		
		妊娠予定の女性	175		
	抗体検査	妊婦の夫	134	350	
		妊娠予定の女性の夫	41		

6 健康增進事業

(1)健康増進法に基づく健康診査事業

①がん検診

1) 対象者数 H20~R2対象数:国勢調査結果を基に下記計算式により算出

市町村人口-(就職者数-農林水産業従事者数)

R3~対象者数:福島県現住人口調査と国勢調査結果を基に福島県が対象者数を算出

2) 対象者 胃がん:50歳以上、大腸がん・肺がん・乳がん:40歳以上、前立腺がん:55歳~74歳、

子宮頸がん検診:20歳以上

前立腺がん検診・子宮頸がん・乳がん検診は隔年実施

受診者数: () 内県外避難者受診数再掲

				7 H I 7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		2011 2 2 2			
	胃	胃がん検診※1			※1 大腸がん検診			肺がん検診		
年度	対象者数 (40歳以上)	受診者数	受診率	対象者数 (40歳以上)	受診者数	受診率	対象者数 (40歳以上)	受診者数	受診 率	
2	92, 142	18,716(0)	20.3	92, 142	27,945(0)	30.3	92, 142	31,430(1)	34.1	
3	83, 151	20,894(1)	33.2	91, 926	29,078(5)	31.6	91,926	32, 350(4)	35.2	
4	83,706	22,838(2)	35.4	92, 208	29,896(3)	32.4	92, 208	33, 153(2)	36.0	
5	84, 217	21,958(3)	35.9	92, 466	29,649(5)	32.1	92,466	32,976(3)	35.7	
6	84,537	22,524(3)	35.6	92, 497	30, 143(3)	32.6	92, 497	33,507(2)	36.2	

※1 R3~胃がん検診の受診率: (当該年度受診者数+前年度受診者数-2年連続受診者数)

/当該年度対象者数×100

	7 4 10 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1								
	前立腺がん検診(男性)			性) 子宮頸がん検診(女性)			乳がん検診(女性)		
年度	対象者数 (55歳~74歳)	受診者数	受診率 ※2	対象者数 (20歳以上)	受診者数	受診率 ※3	対象者数 (40歳以上)	受診者数	受診率
2	39,806	3, 321	17.6	66, 559	7,475(1)	23.7	57,056	6,975(2)	26.3
3	37, 179	3,603	18.6	64, 190	8,565(5)	24.1	55, 774	8, 172(4)	26.3
4	36, 442	3,534	19.6	64, 144	8, 141(2)	24.8	55, 854	7,773(3)	27.1
5	35, 789	3, 357	19.3	64,099	8,321(5)	24.6	55, 957	7,783(3)	26.7
6	35, 150	3,407	19.2	63,820	8,389(1)	25.1	55,855	8,092(3)	27.3

※2 前立腺がん検診の受診率: (当該年度受診者数+前年度受診者数)/当該年度対象者数×100

※3 子宮頸がん・乳がん検診の受診率: (当該年度受診者数+前年度受診者数-2年連続受診者数)

/当該年度対象者数×100

②骨粗鬆症検診

(~R2対象者:20歳~70歳の5歳節目の女性、R3~対象者:40歳~70歳の5歳節目の女性)

年度	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
2	19,584	2,239	11.4
3	12, 794	2, 132	16.7
4	12,884	2, 132	16.5
5	12,844	1,985	15.5
6	12, 417	2,000	16.1

③肝炎ウイルス検診(対象者:40歳以上、肝炎ウイルス検査を受けたことがない者)

年度	受診者数(人)
2	2,002
3	2,266
4	2,385
5	2,337
6	2,466

④歯周病検診(~R3対象者:20歳~70歳、R4対象者:40歳~70歳の5歳節目の者)

年度	受診者数(人)
2	439
3	477
4	206
5	171
6	160

(2) 健都ふくしま創造事業 (令和元年度開始)

市民の健康寿命の延伸と、心筋梗塞と脳卒中の減少を目標に掲げ、生涯にわたって健康で安心して暮ら せる「健都ふくしま」の実現をめざし、「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」「地域の健康づく り」「職場の健康づくり」の3つの方針による市民総ぐるみの健康づくり活動を推進している。

○「健都ふくしま創造市民会議」(令和元年8月設置)

市長をトップに、健康づくりの重要性を各界各層と共有し、市民が一体となった健康づくりへの機運を 醸成する。

委員 49 人

学識経験者、保健医療福祉関係、医療保険者、教育・文化関係、企業・経済団体・労働関係、地域団 体・市民団体、マスメディア、健都ふくしま創造事業の各推進委員会

- ①「一人ひとりの健康を応援する環境づくり」
 - 1) 健康づくり推進事業

「健都ふくしま」を実現するため、健康増進計画である「ふくしまし健康づくりプラン202

4」を基に、家庭、学校、職場、地域、行政などが協働で健康づくり活動を推進している。 ○「福島市健康づくり推進協議会」(昭和 53 年 9 月設置)

委員 20 人:学識経験者、保健医療関係、教育関係、職域関係、市民団体、地域団体

2) 受動喫煙防止対策事業

心筋梗塞や脳卒中、がんなどの疾患の原因となる喫煙に関して、改正健康増進法や福島市受動 喫煙防止条例に基づき、望まない受動喫煙を生じさせない環境整備に取り組んでいる。

○「福島市受動喫煙防止対策推進委員会」(令和元年6月設置) 委員 15人:学識経験者、保健医療関係、学校関係、保護者団体、企業・商業関係、

マスメディア

3) 食育推進事業・食環境整備事業 (「適しお」等の推進)

福島市食育推進計画の推進及び市民の健康的な食環境の整備として、家庭や地域、職場などで、 「適しお〜塩分減らして健康家族〜」をキャッチフレーズとする減塩や食育に取り組んでいる。 ○「福島市食育推進委員会」(平成 22 年 7 月設置)

委員 14人:学識経験者、教育関係、企業・商業関係、マスメディア、食育関係団体、 一般公募者

4) 歯と口腔の健康づくり推進事業

福島市歯と口腔の健康づくり推進条例に基づき、総合的かつ効果的に歯と口腔の健康づくりを 推進している。

○「福島市歯と口腔の健康づくり推進委員会」(令和元年6月設置)

委員 13 人: 学識経験者、保健医療福祉関係、教育関係、企業・労働衛生関係、 地域・市民代表

5) 健康づくりポイント事業(平成28年度開始)

県民の健康寿命の延伸と地域における健康格差の解消を目的とする福島県の「ふくしま健民 パスポート事業」に市独自の親子参加型事業を追加し、働き盛り世代の参加を促している。

- アプリ 7,641件 ・・令和6年度ふくしま健民カード発行件数 台紙 673 件
- ②「地域の健康づくり」

地域の健康課題についての学習会や健康づくりを推進する組織の設置など、地域特性に応じた 市民の主体的な健康づくり活動を支援している。

③「職場の健康づくり」

就労者が健康で長く働き続けることができるよう、健康経営®∗ュを通した健康づくりを推進し

- ○「職場の健康づくり推進委員会」(令和元年7月設置) 委員 15 人:学識経験者、保健医療関係団体、企業・経済団体・労働衛生団体の代表
- * 1 従業員の健康の保持・増進の取り組みが将来的に企業の収益等を高める投資であるとの考えの下、従業員 等の健康管理を経営的な視点から考え、戦略的に取り組むこと。

7 保健指導事業

急激な少子高齢化の進展に伴い、子育て支援、生活習慣病の発症予防と重症化予防、健康寿命の延伸等が重要な課題である。「ふくしまし健康づくりプラン2024」を基に、家庭・学校・職場・地域・行政などが協働ですすめる健康づくり活動を推進している。

(1) 地域保健·健康增進事業担当保健師活動状況

※保健所保健総務課・健康づくり推進課・感染症・疾病対策課・こども家庭課母子保健係およびこども発達支援センター保健師の活動状況のまとめ

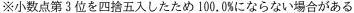
直接対人支援 (訪問、健康相 談、保健指導、健 康診査、予防接 種、健康教育、教 室活動グループ支 援など)	地域・組織支援 (地域組織活動、 地区診断、個別及 び地域のコーディ ネートなど)	施策管理・業務及び組織マネジメント (事業・施策の企画・立案・評価、保健福祉計画等の策定、業務管理、人対応、 施設立入検査、学会・調査・研究関連など)	人材育成 (人材育成体 制構築、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	健康 危機管理 (平時及び 発生時の 対応)	業務連絡・事務	その他	計
32.9%	15.5%	32.7%	8.3%	1.8%	7.6 %	1.0	100.0 %

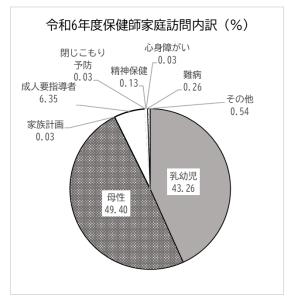
※小数点第 2 位を四捨五入したため 100.0%にならない場合がある

令和6年度地域保健・健康増進事業保健師家庭訪問(件数および割合)

※保健所保健総務課・健康づくり推進課・感染症・疾病対策課・こども家庭課母子保健係およびこども発達支援センター保健師の家庭訪問

	対象区分	件数(件)	割合 (%)
1	乳幼児	1,690	43.26
母子	母性(妊婦・産婦・育児支援)	1,930	49.40
٦	家族計画	1	0.03
	成人要指導者	248	6.35
	閉じこもり予防	1	0.03
. D.	介護家族者	0	0.00
成人	寝たきり	0	0.00
/\	精神保健	5	0.13
	心身障がい	1	0.03
	難病	10	0.26
	その他	21	0.54
	合計	3,907	100.00





(2)母子保健対策

① 子育て世代包括支援事業

令和5年4月に「子育て世代包括支援センター(母子保健)」と「子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)」の両方の機能をもつ『福島市こども家庭センター・えがお』を設置し、すべての妊産婦、子育て世代、こどもへ一体的に相談支援を行っている。

○こども家庭センター・えがお(母子保健)相談件数

年度	延べ相談件数(件)
R 4	14, 023
R 5	14, 148
R 6	13,613

②妊産婦健康診査

"妊婦一般健康診査"を15回、"精密検査"を1回、"産婦健康診査"を2回、公費負担している。また、希望により、子宮頸がん検診を追加で行っている。

○実施状況

	が										
妊娠 妊娠前期		妊娠 妊娠前期 診療所見 届出数 (12 週間前後) 「有」(実数			有」の (人	内訳()	延数)	精密検査 受診者数	子宮頸カ	ぶん検診	酸 (1か月) 受診者数
年度	(件)	受診者数(人)	(人)	妊娠高血 圧症候群	糖尿	貧血	その他	(人)	受診者数(人)	要精検	(人)
R 4	1,464	1,452	99	1	16	40	47	0	1,238	25	1,562
R 5	1,358	1,349	104	1	25	35	49	0	1,145	41	1,411
R 6	1,385	1,205	97	2	22	26	57	0	1142	26	1,255

③産後ケア事業

助産師等の支援を希望する 12 か月未満の母子に対し、産科医療機関や助産所等におけるショートステイ、デイケアにより産後の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援している。

○利用者数・利用日数

	ショー	トステイ	デイケア						
年度	実利用者数	延べ利用日数	実利用者数	延べ利用日数					
	(人)	(日)	(人)	(日)					
R 4	31	112	29	45					
R 5	47	211	65	145					
R 6	39	257	46	205					

④こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)

生後4か月頃の乳児がいるすべての家庭を、こんにちは赤ちゃん応援隊や保健師等専門職が訪問し、地域の子育て情報の提供や相談に応じて親子の健やかな成育を図り、親子をあたたかく見守り育む地域づくりを行っている。

○こんにちは赤ちゃん訪問実績(実件数)

左莊	 訪問対象者 訪問実人数		 訪問対象者 訪問実人数 訪問実施率		訪問内訳			
年度	初问刈豕有	初问夫人奴	初问夫旭伞	応援	隊	専門]職	
R 4	1,514人	1,494人	98.7%	1,018人	68.1%	476 人	31.9%	
R 5	1,442 人	1,355人	94.0%	1,155人	85.2%	200 人	14.8%	
R 6	1,310人	1,244 人	95.0%	947 人	76.1%	297 人	23.9%	

⑤乳幼児健康診査

疾病等を早期発見し、適切な治療や療育につなげるとともに、子育てに関する相談支援を行うことにより健全な発育発達を促すことを目的として実施している。

○実施状況

区分	4 か月児 10 か月児			1歳6か月児			3歳児					
	,	個別健診	個別健診				集団健診			集団健診		
年度	該当者数	受診者数	受診率	該当者数	受診者数	受診率	該当者数 受診者数 受診率		該当者数	受診者数	受診率	
R 4	1,591	1,517	95.3	1,575	1,489	94.5	1,717	1,671	97.3	1,709	1,641	96.0
R 5	1,402	1,378	98.3	1,474	1,380	93.6	1,821	1,759	96.6	1,817	1,760	96.9
R 6	1,295	1,281	98.9	1,437	1,344	93.5	1,560	1,464	93.8	1,984	1,906	96.1

※1歳6か月児・3歳児健診は、歯科健診も含む。

⑥こども発達相談会

こども発達相談会では、発育発達等に心配がある児を対象に専門職が相談・療育指導を行い、必要時に 適切な治療や療育等へつないでいる。また、運動発達に心配がある児に対しては、理学療法士が家庭でで きる運動発達指導を行っている。

関係機関との連携もすすめ、よりよい発達支援に努めている。

○実施状況(令和6年度)

	対象ケース	スタッフ	回数 (回)	受診数延べ(人)
乳児・幼児	乳幼児健康診査で経過観察が必要な児 保護者から相談があり発達支援が必要な児	小児科医 心理報士 言語養士 保健師	(1回半日) 48	乳児 0 幼児 184 学童 1
幼児・学童	保護者から相談があり発達支援が必要な児	協床心理士 保健師	(1 回半日) 50	
			計 98	計 185

⑦小児慢性特定疾病対策

悪性新生物、慢性腎疾患等の小児慢性特定疾病にり患した児童等に対し、医療費を支給するとともに、 健全育成及び自立支援を図るための事業を行っている。

○実施状況

	支給認定		Eの内訳 ‡)	支給認定変更等	指定医の指定	指定医療機関の指定	自立支援事業
	(件)	新規	更新	(件)	(件) (件)		(回)
R 4	219	29	190	36	26	35	2
R 5	231	44	187	38	18	55	2
R 6	255	39	203	45	66	55	2

⑧母子保健健康教育・相談事業(令和6年度)

事業区分	事業内容	実施回数	人数
地区開催の 育児相談会等	等 地域の子育て支援関係者との協働等による相談会・交流会		1,379人
妊娠期~子育て期の健康教育等	妊婦教室	12 回	331 人
	乳幼児健診・離乳食相談会等での栄養相談・教育	150 回	1,150人
	乳幼児健診・妊婦教室等での歯科相談・教育	127 回	3,370人
	学習センター・保育所・幼稚園等からの依頼による 母子健康教育	45 回	726 人
学童期~思春期 の健康教育等	小学校・中学校等からの依頼による健康教育、思春期保健教 育	14 回	627 人
計		431 回	7,583人

(3) 成人保健事業

①健康教育事業(令和6年度)

健康増進等の健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、健康の保持増進に資することを目的 として実施する。

内容	実施回数 (回)	延べ人数 (人)
食生活のあり方	8	141
健康増進の方法	46	1,019
高齢者の健康管理	48	905
生活習慣病の予防	12	564
こころの健康	4	52
歯周疾患の予防	6	107
上記以外の健康教育 (感染予防等)	13	337
計	137	3, 125

②健康相談事業(令和6年度)

心身の健康に関する相談に応じ必要な助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的として実施する。

実施方法		実施回数	延べ人数(人)
来所による	個別健康相談	78	78
健康相談	定期栄養相談	1	1
電話による健康相談		323	323

③訪問指導事業

保健師、栄養士、歯科衛生士等が家庭を訪問し、個人の状況に応じた生活習慣病の予防や健康づくりに 関する助言や指導を行う。

※P214の「令和6年度地域保健・健康増進事業保健師家庭訪問(件数および割合)」参照

④食生活改善推進事業

地域の中で栄養・食生活に関する正しい知識の普及を目的として福島市食生活改善推進員協議会への委託により実施する。

○令和6年度実施状況

内容	実施回数 (回)	参加人数(人)
食環境整備事業	61	8,842

(4)難病保健事業(令和6年度)

- ①指定難病医療費助成の申請書等の受理・進達
 - ・申請書受理 延べ 3,857 件
- ②難病患者・家族を対象とした個別相談や医療講演会・交流会の実施による療養生活支援
 - ・面接相談 延べ 3,156 件、電話相談 延べ 1,503 件、家庭訪問 延べ 20 件
 - ・医療講演会・交流会(専門医等による講演および患者・家族の交流)回数 3回、参加者 81人
- ③難病対策地域協議会

難病患者及び家族が安心して過ごすことができる地域づくりをめざし、難病支援体制整備等について協議を行った。(令和6年2月設置)

委員数 11 名 (学識経験者、保健・医療関係者、介護・福祉関係、患者・家族等で構成)。

8 福島市保健福祉センター (R7.8.1 現在)

名称福島市保健福祉センター所在地福島市森合町10番1号

構造・規模 鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階 地上6階

建 築 面 積2,235.93㎡延 床 面 積10,573.16㎡

工 期 平成8年度~平成10年度

総事業費 58億円

